

船舶事故調査報告書

平成28年3月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成26年12月15日 11時00分ごろ～17時00分ごろの間）
発生場所	岡山県倉敷市 ^{すゐ} 諏訪鼻南方沖
事故の概要	漁船第八瀬戸内丸は、諏訪鼻南方沖にあるのり養殖漁場で、無人の状態で見つめられた。 第八瀬戸内丸は、船長が行方不明となり、後日、除籍された。
事故調査の経過	平成26年12月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八瀬戸内丸、1.2トン OY3-21795（漁船登録番号）、個人所有 7.53m (Lr) × 1.94m × 0.67m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、平成4年9月18日
乗組員等に関する情報	船長 男性 86歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月26日 免許証交付日 平成24年4月12日 (平成29年9月3日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成26年12月15日11時00分ごろ、‘諏訪鼻南方沖にあるのり養殖漁場’（以下「本件のり養殖漁場」という。）において、‘のり網を均等に海面に浸すための重りのブロック’（以下「本件ブロック」という。）を取り外す作業を行うため、倉敷市 ^{こぼら} 小原漁港を出港した。 船長の家族は、16時00分ごろ所有する別のり養殖漁場での作業を終えて帰港した際、船長が作業を終えて帰って来ていないことを不審に思い、のり養殖漁場へ船長を捜しに向かった。

	<p>船長の家族は、17時00分ごろ本件のり養殖漁場で無人の本船を発見し、周囲を捜したが、船長の姿が見当たらなかったため、17時20分ごろ海上保安庁に船長が見当たらない旨を通報した。</p> <p>海上保安庁の巡視艇、回転翼機及び僚船等による捜索が行われたが、船長は発見されず、行方不明となり、後日、除籍された。</p> <p>本船は、僚船船長により小原漁港に回航された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、発見時、機関のクラッチが前進に入った状態で機関が停止しており、推進器に本件のり養殖漁場に設置したのり網の枠を固定する錨のロープ1本が巻き付いていた。</p> <p>本船に他船と衝突したと思われる痕跡はなかった。</p> <p>本船は、発見時、本件ブロックが3個積み込まれていた。</p> <p>船長は、出港時、緑色の合羽の上下を着用し、長靴を履いていた。</p> <p>船長及び船長の家族は、所属する漁業協同組合が管轄するのり養殖区域内に2人の名義で約17か所ののり養殖漁場を所有していた。</p> <p>船長は、ふだん救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、行方不明となり、除籍された。</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、11時00分ごろ小原漁港を出港後、17時00分ごろ、本件のり養殖漁場において、無人の本船が発見されたことから、この間において、船長が落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、発見時、船内に本件ブロックが3個積み込まれていたこと、及び推進器に本件のり養殖漁場に設置したのり網の枠を固定する錨のロープ1本が巻き付いていたことから、本件のり養殖漁場において、本件ブロックを取り外す作業を行っていた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件のり養殖漁場付近において、船長が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船に1人で乗船して漁ろうに従事するときは、救命胴衣を着用すること。また、防水型の携帯電話等を身につけておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

